

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 規則

○クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則……………（福祉保健局健康安全部環境保健衛生課）…一

○東京消防庁消防職員委員会規則の一部を改正する規則……………（東京消防庁企画調整部企画課）…四

### 告示

○不健全図書類の指定……………（青少年・治安対策本部総合対策部青少年課）…五

○情報通信の技術を利用する方法により行う手続等……………（総務局情報通信企画部企画課）…六

○特定計量器定期検査の実施……………（生活文化局計量検定所検査課）…八

○公共測量の終了（五件）……………（都市整備局都市基盤部調整課）…八

○市街地再開発組合の解散認可……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…九

○建築基準法による一定の一団の土地の区域……………（都市整備局市街地建築部建築指導課）…九

○建築基準法による一団地の区域……………（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第三課）…九

○東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等……………（環境局総務部環境政策課）…九

○東京都地域冷暖房区域の指定（二件）……………（環境局地球環境エネルギー部次世代エネルギー推進課）…三

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（四件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…四

## 規則

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月十五日

東京都知事 小池 百合子

### ●東京都規則第二十四号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（昭和五十年東京都規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中

「電話（自宅）（ ）（ ）を

（職場）（ ）（ ）を

「電話番号 — —」に

「1 年 月 東京都知事施行クローニング師試験合格」を

「1 年 月 東京都クローニング師試験合格」に

「（2）戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）又は戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）（住民票ではありません。）を

「（2）次のいずれか

・住民票（本籍地は表示、マイナンバーは省略されているもの）

・戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）

・戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）

ただし、（1）の書類に記載された氏名と現在の氏名とが異なる場合に改

は、氏名の変更が確認できる戸籍全部事項証明書 (戸籍謄本) 又は戸籍個人事項証明書 (戸籍抄本) 等

外国籍の方は、国籍は表示、マイナンバーは省略された住民票

(2) の書類は、6か月以内に発行されたものに限る。

さる。

原記載の氏名

「電話 (自宅) ( ) ( )」

(職場) ( ) ( )」

「本籍 (都道府県名) \_\_\_\_\_」

電話番号 \_\_\_\_\_」

「 下記のとおりですので、クリーニング業法施行規則第6条第1項の規定により、免許証の再交付を申請します。」

「 クリーニング業法施行規則第6条第1項の規定により、下記のとおり免許証の再交付を申請します。」

「2 事実が生じた年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日」

3 免許年月日及び番号 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 第 \_\_\_\_\_ 号

(注) 免許年月日及び番号は、必ず正確に御記入ください。

添付書類 「破った」「汚した」場合は、その免許証 \_\_\_\_\_」

「2 事実が生じた年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日」

3 登録年月日及び登録番号 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 第 \_\_\_\_\_ 号

(注) 登録年月日及び登録番号は、必ず正確に御記入ください。

添付書類：「破った」「汚した」場合は、そのクリーニング師免許証 \_\_\_\_\_」

さる。

別記第三号様式申

「電話 (自宅) ( ) ( )」

(職場) ( ) ( )」

「電話番号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_」

「2 変更年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日」

「2 変更年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日」

3 登録年月日及び登録番号 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 第 \_\_\_\_\_ 号

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 第 \_\_\_\_\_ 号

「3 添付書類

(1) 免許証

(2) 戸籍全部事項証明書 (戸籍謄本) 又は戸籍個人事項証明書 (戸籍抄本)

(住民票ではありません。)

「4 添付書類

(1) クリーニング師免許証 (原本)

(2) 変更事項が確認できる戸籍全部事項証明書 (戸籍謄本) 又は戸籍個人事項証明書 (戸籍抄本) (住民票ではありません。)

なお、(2) の書類で変更事項が確認できない場合、追加で改正原戸籍

等が必要になる場合があります。」

さる。

原記載の氏名

第4号様式 (第6条関係)

クリーニング師登録原簿

ふりがな氏名			
生年月日	年	月	日生
登録番号	第	号	
登録年月日	年	月	日
本籍			
試験合格年月日	年	月	日
免許申請場所			
免許証再交付、訂正交付年月日及びその事由	事由	年	月
	事由	年	月
	事由	年	月
	事由	年	月
登録抹消年月日及びその事由	事由	年	月
	事由	年	月
備考			

(日本工業規格A列4番)

別記第十二号様式を次のように改める。

第12号様式 (第12条関係)

受験番号	
------	--

年 月 日

東京都知事

殿

ふりがな氏名	
--------	--

東京都クリーニング師試験受験願書

私は、東京都クリーニング師試験を受けたので、クリーニング業法施行規則第3条の規定により、関係書類を添えて申し込みます。

生年月日	年	月	日生
現住所	〒		
電話番号	-	-	-

3.0cm

写真貼付け欄  
出願前6か月以内  
に撮影した無帽、  
上半身、正面向き  
のもの  
写真の裏に氏名を  
記入してください。

年度 東京都クリーニング師 試験の受験	あり (受験番号: 第	号)	なし
---------------------------	-------------	----	----

学	実
---	---

試験得点の告知を希望	する	しない
------------	----	-----

注・太線の内側だけ記入してください。

(日本工業規格A列4番)

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前のクリーニング業法施行細則別記第一号様式から第四号様式まで及び第十二号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京消防庁消防職員委員会規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月十五日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第二十五号

東京消防庁消防職員委員会規則の一部を改正する規則

東京消防庁消防職員委員会規則(平成八年東京都規則第二百五十四号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の二項を加える。

- 2 委員長の任期は、一年とするものとする。ただし、委員長に欠員を生じたとき新たに指名された委員長の任期は、前任者の残任期間とするものとする。
- 3 委員長は、これを再任することができるものとする。

第十条の見出し中「会議」を「会議等」に改め、同条中第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項中「委員会の会議は、委員長が招集する。この」を「前項の」に改め、「取扱い」の下に「(審議対象としない場合)にあっては、その理由を含む。」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

- 2 委員会の会議は、委員長が招集するものとする。この場合において、当該会議に係る前条第一項の意見の提出のための期間を十分に確保するとともに、消防職員全員に対し、あらかじめ、当該期間並びに会議の日時及び場所を周知するものとする。
- 第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える。

(運営上の留意事項)

第十三条 消防総監及び委員長は、委員会が、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務の運営に消防職員の意見を反映しやすくすることにより、消防職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資することを旨としていることに鑑み、消防職員が意見を提出しやすい環境づくり並びに委員会の公正性及び透明性の確保に努めなければならない。  
別記様式を次のように改める。

別記様式 (第9条関係)

意見書

提出者所属	意見提出日	年	月	日	※2 整理番号
提出者氏名	※1 意見取りまとめ者受付	年	月	日	
※1 意見取りまとめ者氏名	※2 付	年	月	日	

※3 (意見取りまとめ者を經由する場合) 意見取りまとめ者から東京消防庁人事部職員課への提出において希望する提出者氏名の取扱い

東京消防庁消防職員委員会規則第9条の規定により、意見を提出します。

件名	
※4 区分	
現状	
意見の内容	

※1欄は意見取りまとめ者が記入し、※2欄は空欄とすること。  
 ※3欄は「記名」又は「匿名」のいずれかを記入すること。  
 ※4欄は「1 消防職員の勤務条件及び厚生福利」、「2 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品」又は「3 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設」のうち該当するものを記入すること。  
 必要な資料があれば添付すること。

(日本工業規格A列4番)

附則

- この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際、現に委員長である者の任期は、この規則による改正後の東京消防庁消防職員委員会規則第三条第二項の規定にかかわらず、この規則の施行の日から起算して一年を超えない範囲において消防総監の定める日までとする。

告示

●東京都告示第三百三十二号

東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和三十九年東京都条例第八十一号）第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

平成三十一年三月十五日

東京都知事 小池 百合子

図書類

指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌コード及び発行者	指定理由
------	----	--------------------	------

四二八七	雑誌	NICHIBUN COMICS	著しく性的感情を刺激し、
------	----	-----------------	--------------

		KAREN COMICS	青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。
--	--	--------------	-----------------------

		兄弟のケツにお金をもじ込んでやった結果	
--	--	---------------------	--

		五二九八三一二六	
--	--	----------	--

四二八八	雑誌	BAMBOO COMICS REIJIN unoi	同右
------	----	---------------------------	----

		桜田先輩改造計画	
--	--	----------	--

		五七六四七一二六	
--	--	----------	--

株式会社竹書房

●東京都告示第三百三十三号

知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利  
用に関する規則(平成十六年東京都規則第三百一号)第三  
条の規定により、東京都行政手続等における情報通信の技  
術の利用に関する条例(平成十六年東京都条例第四百七十  
号)を適用し、電子情報処理組織を使用する方法その他の  
情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、  
次のとおり手続等の根拠となる条例等の名称、条項、電子  
化開始日及び対象手続等の名称を告示する。

平成三十一年三月十五日

東京都知事 小 池 百合子

根拠となる 条例等の名 称	条項	電子化開始 日	対象手続等
老人福祉法 施行細則 (平成五年 東京都規則 第三十号)	第十三条第 一項 第十三条第 二項	平成三十一年 三月十五日	有料老人ホ ーム設置の 届出
東京都立食 品技術セン ター条例施 行規則(平 成二年東京 都規則第百 十八号)	第一条第一 項	同日	有料老人ホ ーム変更・ 休止・廃止 の届出
	第二条第一 項	同日	食品工業用 原材料等の 試験又はそ の成績証明 の依頼

東京都屋外 広告物条例 施行規則 (昭和三十 二年東京都 規則第百二 十三号)	第二十九条 第一項	平成三十一年 三月二十 九日	屋外広告業 登録事項変 更の届出
東京都介護 福祉士等修 学資金貸与 条例施行規 則を廃止す る規則(平 成四年東京 都規則第四 十二号)に よる廃止前 の東京都介 護福祉士等 修学資金貸 与条例施行 規則(平成 四年東京都 規則第四十 二号)	第八条第一 項第六号 第十二条第 二号	同日 同日	氏名・住所 変更の届出 業務廃止の 届出
指定障害福 祉サービス 事業者、指 定障害者支 援施設及び 指定一般相 談支援事業 者の指定等 に関する規 則(平成十 八年東京都 規則第七十 二号)	第二条第一 項	同日	指定の更新 の申請

児童福祉法 施行細則 (昭和四十 一年東京都 規則第百六 十九号)	第六条の三 第一項	平成三十一年 三月三十 一日	小児慢性特 定疾病指定 医指定の申 請
	第六条の三 第二項	同日	小児慢性特 定疾病指定 医変更の届 出
	第六条の三 第三項	同日	小児慢性特 定疾病指定 医辞退の届 出
	第六条の四 第一項	同日	指定小児慢 性特定疾病 医療機関指 定の申請
	第六条の四 第二項	同日	指定小児慢 性特定疾病 医療機関変 更の届出
	第六条の四 第三項	同日	指定小児慢 性特定疾病 医療機関休 止等の届出
	第六条の四 第四項	同日	指定小児慢 性特定疾病 医療機関辞 退の届出
東京都看護 師等修学資 金貸与条例 施行規則 (昭和六十 一年東京都 規則第百十 六号)	第七条第一 項第一号	同日	住所等変更 の届出

東京都中央  
卸売市場条  
例施行規則  
（昭和四十  
六年東京都  
規則第二百  
七十三号）

第三十九条	第三十八條 第二項	第三十八條 第一項	第二十二條 の二第二項	第二十二條 第二項	第二十二條 第一項及び 第二項	第二十條	第十八條第 一項（第二 十三條にお いて準用す る場合を含 む。）	第十四條第 一項及び第 二項	第十一條第 一項	第九條の三	第九條の二				
同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日				
指値その他	果の報告	相対取引結 果の報告	相対取引の 承認申請	相対取引の 承認申請	新申請	効期間の有 効期間の更 新申請	売買参加者 の承認の有 効期間の更 新申請	売買参加者 の承認申請	事業報告書 の提出	名号変更等 の届出	仲卸業者の 事業の譲渡 し及び譲受 け並びに合 併及び分割 の認可申請	仲卸業者の 事業の譲渡 し及び譲受 け並びに合 併及び分割 の認可申請	せり売以外 の方法によ る販売担当 者の届出	せり売の登 録の更新申 請	せり売の登 録の申請

第五十八條	第五十六條 第二項	第五十六條 第一項	第四十四條 第二項	第四十四條 第一項	第四十三條 の二第二項	第四十三條 の二第一項	第四十三條 第三項	第四十三條 第一項及び 第二項	第四十三條 第二項	出
同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	出
卸売予定数 量等の報告	卸売業者以 外の者から の買入れ承 認申請	卸売業者以 外の者から の買入れ許 可申請	卸売業者及 び売買参加 者以外の者 に対する卸 売結果の報 告	仲卸業者及 び売買参加 者以外の者 に対する卸 売許可申請	仲卸業者及 び売買参加 者以外の者 に対する卸 売許可申請	仲卸業者及 び売買参加 者以外の者 に対する卸 売許可申請	予約相対取 引の販売結 果報告	予約相対取 引の承認申 請	予約相対取 引の承認申 請	予約相対取 引の承認申 請

東京都建築 基準法施行 細則（昭和 二十五年東 京都規則第 百九十四 号）	第十八條第 六項	第十三條の 二	第十一條第 四項	第九十六條 第一項	第八十二條	第六十九條 第一項	第六十八條 第二項	第六十八條 第一項	第六十六條 第一項	第六十五條	第六十五條
同日	同日	同日	平成三十一年 四月一日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日
東京都ふぐ の取扱いは 規則（昭和 六十一年東 京都規則第 百九十四 号）	ふぐ加工製 品の取扱に 係る廃止 の届出	建築物等の 所有者等変 更の届出	建築物除却 ・使用休止 の届出	自動車登録 （廃車）申 請	市場施設の 使用承認申 請	建築・造作 等承認申請	市場施設の 使用許可申 請	市場施設の 使用指定申 請	支払猶予の 特約承認申 請	完納奨励金 の交付承認 申請	出荷奨励金 の交付承認 申請

百二十三号

●東京都告示第三百三十四号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成三十一年三月十五日

東京都計量検定所長 林 久美子

一 検査地域 国立市、福生市、東大和市、武蔵村山市及び瑞穂町

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二トンを超えるもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二トン以下のもので(分銅及びおもりを含む。)

三 検査期日 平成三十一年四月二十二日から同年六月二十八日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期検査機関の名称 一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第三百三十五号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、東京都

北多摩南部建設事務所長から次のように測量を終了した旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年三月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 東京都

二 測量の種類 公共測量(基準点測量)

三 測量の区域 西東京市田無町一丁目及び北原町一丁目各地内

四 測量の期間 平成三十年八月十三日から平成三十一年一月十一日まで

●東京都告示第三百三十六号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、千代田区長から次のように測量を終了した旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年三月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 千代田区

二 測量の種類 公共測量(基準点復旧測量)

三 測量の区域 千代田区神田佐久間町一丁目地内

四 測量の期間 平成三十一年一月七日から同年二月四日まで

●東京都告示第三百三十七号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、練馬区長から次のように測量を終了した旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年三月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 練馬区

二 測量の種類 公共測量(三級基準点測量)

三 測量の区域 練馬区地内

四 測量の期間 平成三十年一月九日から同年三月三十日まで

●東京都告示第三百三十八号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、練馬区長から次のように測量を終了した旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年三月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 練馬区

二 測量の種類 公共測量(三級基準点測量)

三 測量の区域 練馬区地内

四 測量の期間 平成三十年十一月二十六日から平成三十一年一月三十一日まで

●東京都告示第三百三十九号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、東京都西多摩建設事務所長から次のように測量を終了した旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年三月十五日

東京都知事 小 池 百合子



- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量(道路敷地調査測量)
- 三 測量の区域 青梅市御岳二丁目地内
- 四 測量の期間 平成三十年六月十一日から平成三十一年二月十八日まで

●東京都告示第三百四十号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第四十五条第四項の規定に基づき湊二丁目東地区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第六項の規定により告示する。

平成三十一年三月十五日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都告示第三百四十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一定の一団の土地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成三十一年三月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

江東区東京都市計画事業豊洲土地地区 平成三十一年三月五日  
画整理事業仮換地四一街区豊六九 月五日  
一の一の一部

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第三百四十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第二項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成三十一年三月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

福生市大字熊川字武蔵野千三百十一番五、同番二十、同番二十三から同番二十五まで、千三百十五番三、千四百二十番一、同番八から同番十一まで、千三百十八番四、千四百二十六番十一、千四百三十九番四及び同番六から同番八まで

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第三課(青梅市河辺町六丁目四番一号)

●東京都告示第三百四十三号

東京都環境影響評価条例(昭和三十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第四十八条の規定に基づき、立川都市計画道路三・三・三十号立川東大和線(立川市羽衣町二丁目〜栄町四丁目間)建設事業について、環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)及びその概要の提出があり、条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年三月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業段階関係地域の範囲

立川市 泉町一丁目、栄町三丁目、栄町四丁目、高松町一丁目、高松町二丁目、曙町三丁目、羽衣町一丁目及び羽衣町二丁目の区域

国立市 西一丁目及び北三丁目の区域

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京都

東京都知事 小池 百合子

新宿区西新宿二丁目八番一号

三 対象事業の名称及び種類

立川都市計画道路三・三・三十号立川東大和線(立川市羽衣町二丁目〜栄町四丁目間)建設事業

四 対象事業の内容の概略

対象事業は、立川都市計画道路三・三・三十号立川東大和線のうち、立川市羽衣町二丁目地内を起点とし、同市栄町四丁目地内を終点とする延長約一・七キロメートルの区間において、平面構造で往復四車線の道路を整備するものである。

五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、景観及び廃棄物について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

六 評価書案の縦覧

(一) 期間

平成三十一年三月十五日から同年四月十五日まで。  
 ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律  
 (昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を  
 除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 立川市環境下水道部環境対策課

立川市泉町千百五十六番地の九

イ 国立市生活環境部環境政策課

国立市富士見台二丁目四十七番一号

ウ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁  
舎十九階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎  
三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参又は郵送

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名  
称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務  
所又は事業所の所在地)

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

平成三十一年五月七日

(四) 提出先

東京都環境局総務部環境政策課  
郵便番号一六三―八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八  
番一号

別記(原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

事業の計画の内容等を勘案して、予測・評価項目を検討・選定し、現況調査を実施した上で対象事業の実施が環境に及ぼす影響の予測と評価の結論は、表1(1)から(3)までに示すとおりです。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
大気汚染	<p>《工事の完了後(自動車の走行)》  <b>【自動車の走行に伴い発生する二酸化窒素の大気中における濃度】</b>            計画道路の供用時及び道路ネットワークの整備完了時における計画道路端の二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)の濃度(日平均値の年間98%値)の最大値は、0.031ppmと予測しました。以上のことから、評価の指標とした環境基本法(平成5年法律第91号)に基づく二酸化窒素に係る環境基準(昭和53年環境庁告示第38号)**を満足します。  <b>【自動車の走行に伴い発生する浮遊粒子状物質(一次生成物質)の大気中における濃度】</b>            計画道路の供用時及び道路ネットワークの整備完了時における計画道路端の浮遊粒子状物質(SPM)の濃度(日平均値の年間2%除外値)の最大値は、0.037mg/m<sup>3</sup>と予測しました。以上のことから、評価の指標とした環境基本法に基づく大気汚染に係る環境基準(昭和48年環境庁告示第25号)**を満足します。</p> <p>《工事の施行中(施設の建設)》  <b>【建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベル】</b>            計画道路の敷地境界における建設作業の騒音レベルの最大値は、77dBと予測しており、評価の指標とした「郡民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成12年東京都条例第15号。以下「環境確保条例」といいます。))に基づく指定建設作業に適用する騒音の報告基準(80dB)を満足します。  <b>【建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベル】</b>            計画道路の敷地境界における建設作業の振動レベルの最大値は、67dBと予測しており、評価の指標とした環境確保条例に基づく指定建設作業に適用する振動の報告基準(70dB)を満足します。</p> <p>《工事の完了後(自動車の走行)》  <b>【自動車の走行に伴う道路交通の騒音レベル】</b>            計画道路の道路端における道路交通の騒音レベルの最大値は、計画道路の供用時に昼間65dB、夜間59dB、道路ネットワークの整備完了時に昼間68dB、夜間62dBと予測しました。            以上のことから、評価の指標とした環境基本法に基づく騒音に係る環境基準(平成24年環境省告示第54号。昼間70dB以下、夜間65dB以下)を満足します。  <b>【自動車の走行に伴う道路交通の振動レベル】</b>            計画道路の供用時及び道路ネットワークの整備完了時における計画道路端の道路交通の振動レベルの最大値は、昼間48dB、夜間47dBと予測しました。            以上のことから、評価の指標とした環境確保条例に基づく日常生活等に適用する振動の規制基準(第1種区域：昼間60dB以下、夜間55dB以下、第2種区域：昼間65dB以下、夜間60dB以下)を満足します。</p>

※1 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下、予測結果の日平均値の年間98%値(年間における1日平均値のうち、低い方から98%に当たる値)が0.06ppm以下の場合、環境基準を満足したと評価します。

※2 1時間値の1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>以下、予測結果の日平均値の年間2%除外値(年間における1日平均値のうち、高い方から2%に当たる値)が0.10mg/m<sup>3</sup>以下の場合、環境基準を満足したと評価します。

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
土壌汚染	<p>《工事の施行中(施設の建設)》  <b>【土壌汚染の拡散の可能性の有無】</b>            土地利用の履歴等により計画道路に隣接する陸上自衛隊東立川駐屯地の一部には、旧日本軍の跡地工場(陸軍獣医資材本廠)が存在していた可能性がありますが、現時点では、事業用地未取得のため、土壌汚染の状況を確認することはできません。            事業の実施に当たっては、土壌汚染対策法(平成14年法律第59号)第4条及び環境確保条例第117条に基づき手続、調査を行います。            土壌汚染状況調査の結果、汚染土壌の存在が確認された場合には、土壌汚染対策法12条2項及び16条1項に基づく届出を行うとともに、関係機関と調整を行った上で汚染拡散防止対策を講じ、その内容を事後調査において明らかにします。            汚染土壌を搬出する場合は、運搬車両にシート掛け等を行い搬出し、土壌汚染対策法の規定に基づき適切に処理します。これらの保全措置により、汚染土壌の規制及び移動等に伴う新たな地域への拡散はないと予測しました。            以上のことから、評価の指標とした「新たな地域に土壌汚染を拡散させないこと」を満足します。</p> <p>《工事の完了後(施設の存在)》  <b>【計画道路の存在に伴う地域景観の変化の程度】</b>            計画道路周辺は、現在、住宅、陸上自衛隊東立川駐屯地、学校等が立ち並んでおり、多様な用途が混在した地域景観となっております。事業の実施に伴い、これらの一部が改変されますが、計画道路の車道の両側に植樹帯を設置することにより連続した新たな緑の創出を図ることから、計画道路の存在に伴う地域景観の変化の程度は小さいと予測しました。            以上のことから、評価の指標とした「景観の連続性に配慮しながら、快適性や個性(地域の特性)の創出を工夫すること」を満足します。  <b>【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】</b>            事業の実施に伴い、住宅地や商業施設、陸上自衛隊東立川駐屯地、学校等の一部が改変され、計画道路が出現することにより、眺望に変化が生じます。しかしながら、計画道路の車道の両側に植樹帯を設置することにより連続した新たな緑の創出を図ること、また、電線類の地中化により視線を遮る電柱や電線をなくし、周辺景観との調和を図ることから、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度は小さいと予測しました。            以上のことから、評価の指標とした「景観の連続性に配慮しながら、快適性や個性(地域の特性)の創出を工夫すること」を満足します。</p>

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
廃棄物	<p>             ≪工事の施行中(施設の建設)≫              【工事の施行に伴う建設廃棄物及び建設発生土の排出量、再利用・資源化量及び処理・処分方法】              建設廃棄物(アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊)の排出量は合計約3,230㎡、再資源化率は99%以上と予測することから、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値(再資源化率99%以上)を達成します。              建設発生土の排出量は約34,000㎡、建設発生土有効利用率は99%以上と予測することから、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値(建設発生土有効利用率99%以上)を達成します。              計画道路では、計画・設計段階における発生抑制計画の検討を行う等、廃棄物及び建設発生土の発生抑制に努めるとともに、工事の施行に伴い発生する廃棄物等は、再資源化することから、評価の指標に示される事業者の責務に合致します。              再資源化が困難な廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び東京都廃棄物条例に示される適正処理の方針に基づき、適正処理を行い、工事施行時に特別管理廃棄物が確認された場合は、同法律及び同条例に基づき適切に対処します。              以上のことから、評価の指標とした「コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊については、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値(再資源化率99%以上)を達成すること。」、「建設発生土については、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値(建設発生土有効利用率99%以上)を達成すること。」及び「循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)等に定める事業者の責務」を満足します。           </p>

●東京都告示第三百四十四号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百五号)第十七条の十八第一項の規定により、地域冷暖房区域を指定したので、同条第六項の規定により、次のとおり告示する。

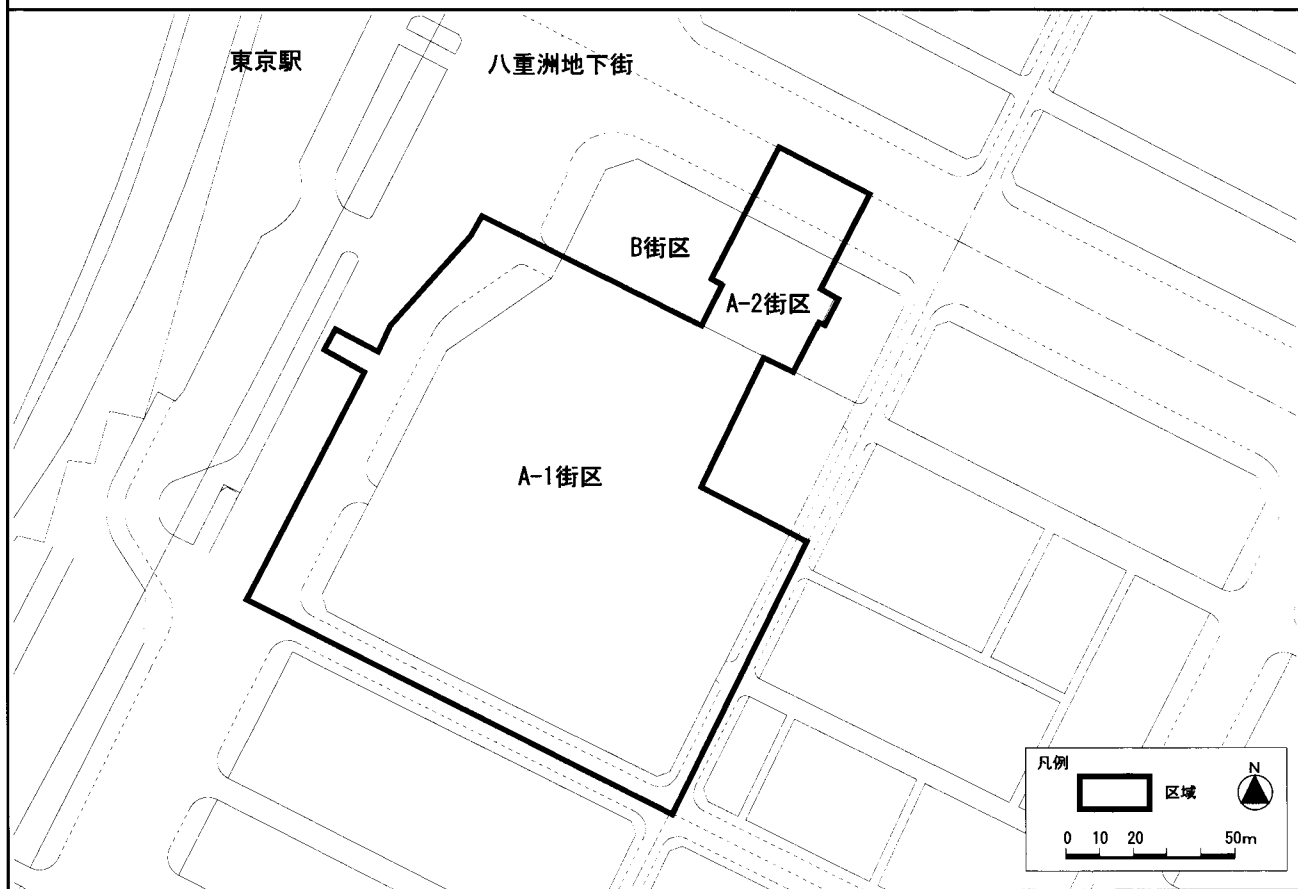
平成三十一年三月十五日

東京都知事 小池百合子

- 一 地域冷暖房区域の名称  
八重洲二丁目地域冷暖房区域
- 二 地域冷暖房区域の所在地  
中央区八重洲二丁目の一部
- 三 地域冷暖房区域の区域図  
別図のとおり

別図

八重洲二丁目地域冷暖房区域



●東京都告示第三百四十五号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百五号）第十七条の十八第一項の規定により、地域冷暖房区域を指定したので、同条第六項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年三月十五日

東京都知事 小池百合子

一 地域冷暖房区域の名称

虎ノ門・麻布台地域冷暖房区域

二 地域冷暖房区域の所在地

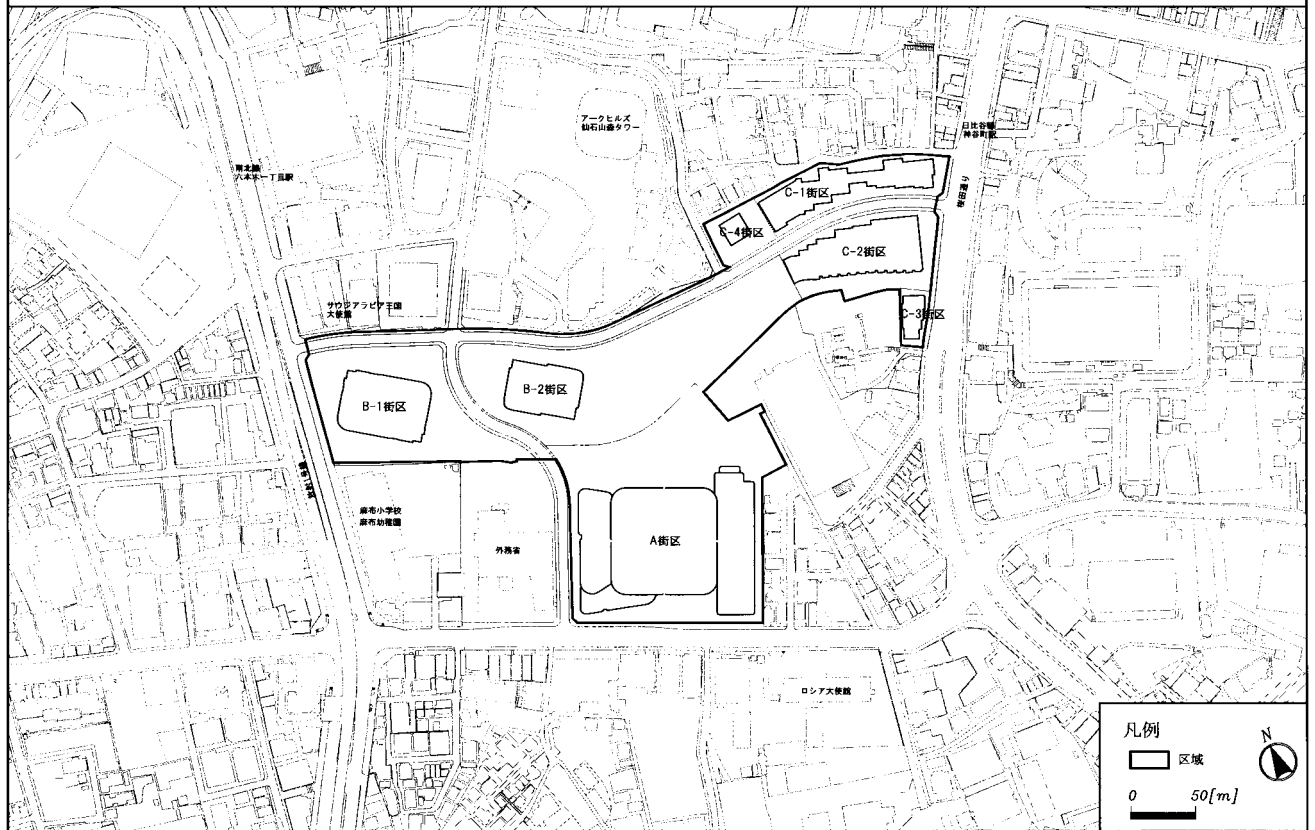
港区虎ノ門五丁目の一部、麻布台二丁目の一部及び六本木一丁目の一部

三 地域冷暖房区域の区域図

別図のとおり

別図

虎ノ門・麻布台地域冷暖房区域



●東京都告示第三百四十六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条  
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお  
 り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ  
 ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい  
 う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法  
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年三月十五日

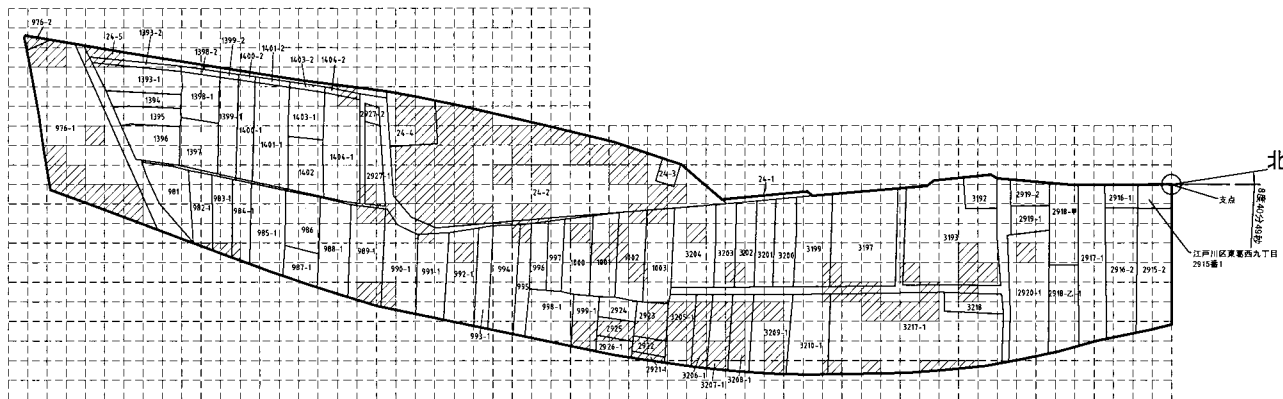
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江戸川区東葛  
 西九丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十  
 九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準  
 に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及び  
 その化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、セレン  
 及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合  
 物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有  
 害物質の種類 シアン化合物並びに鉛及びその化合物

別図



【支点】  
支点は、江戸川区東葛西九丁目2915番1の最北端とする。

【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界
- 筆境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

【格子の回転角度(8度40分49秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第三百四十七号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定するので、同條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年三月十五日

東京都知事 小 池 百合子

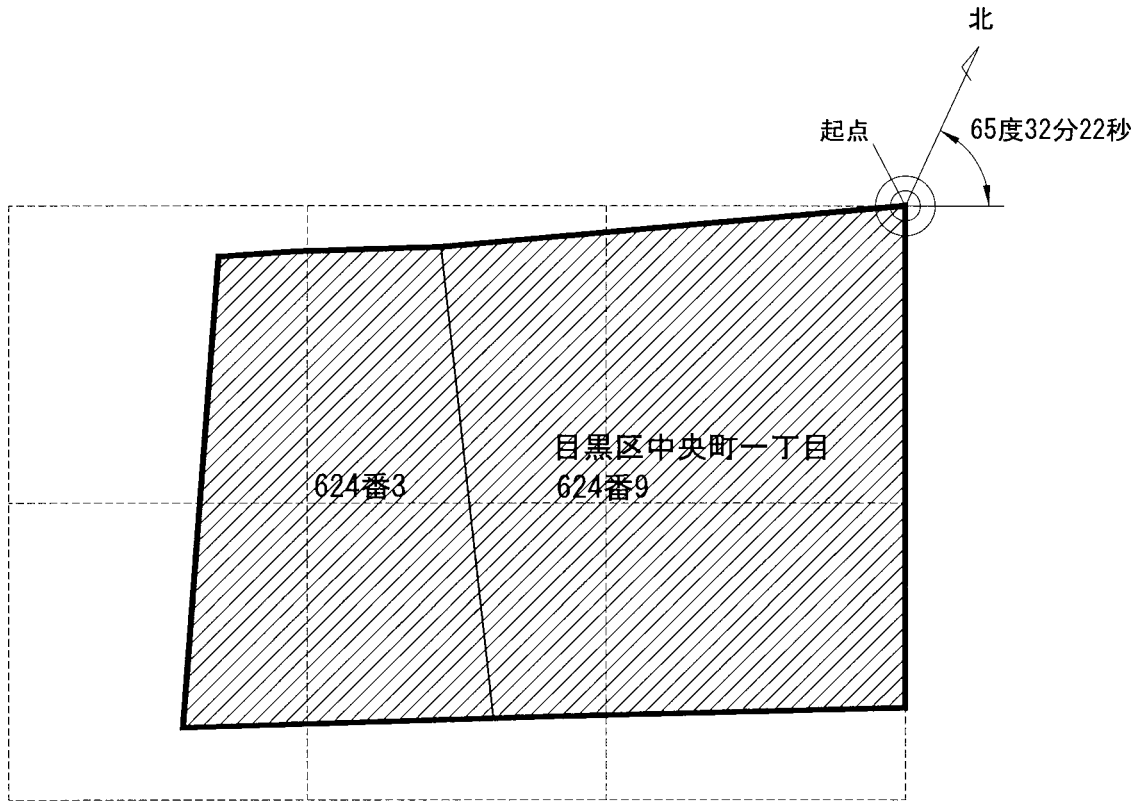
一 要措置区域 別図のとおり(目黒区中央町一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 トリクロロエチレン

三 規則第三十一條第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 当該要措置区域において講ずべき指示措置 原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 要措置区域

【起点】

起点は、目黒区中央町一丁目624番9の最北端とする。

【格子の回転角度(65度32分22秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第三百四十八号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年三月十五日

東京都知事 小 池 百合子

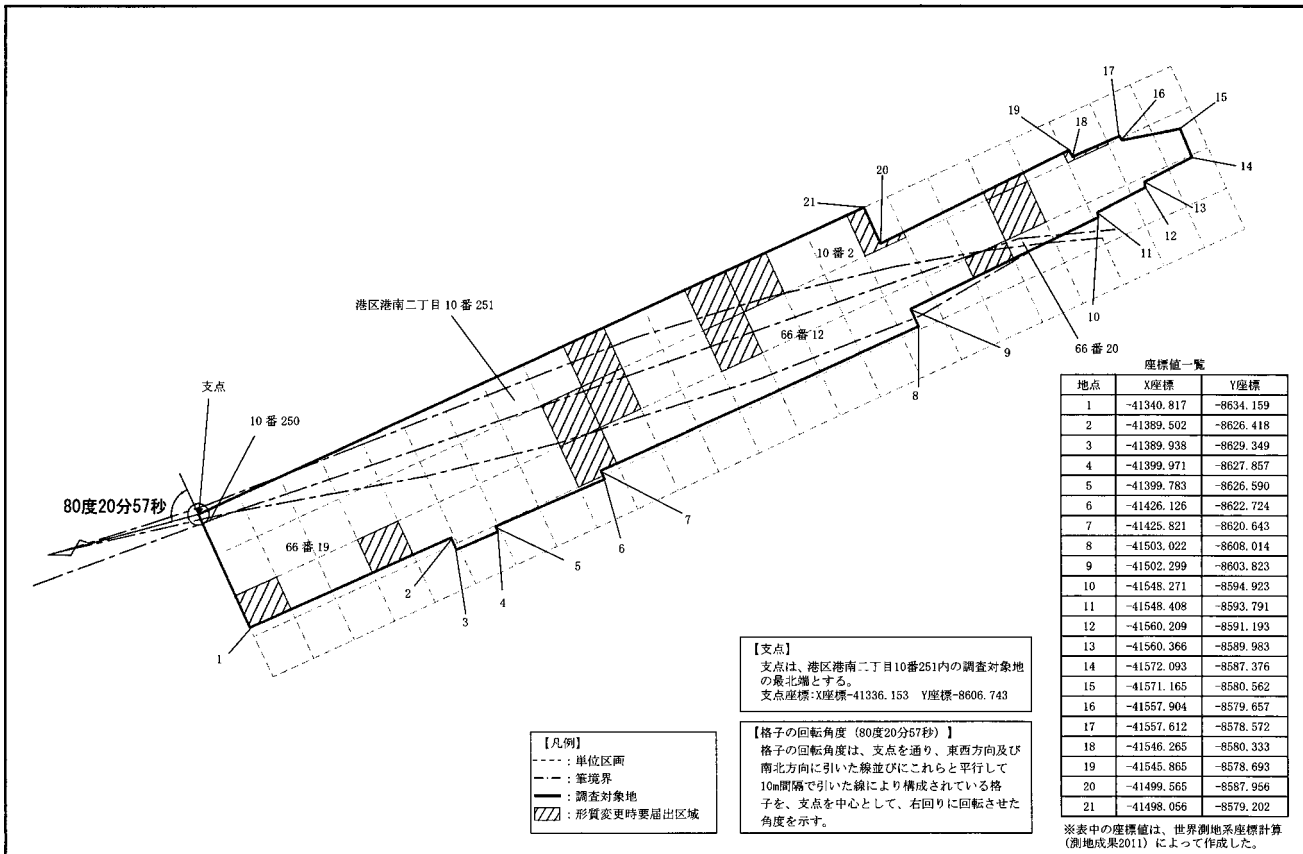
一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(港区港南二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物



別図



●東京都告示第三百四十九号

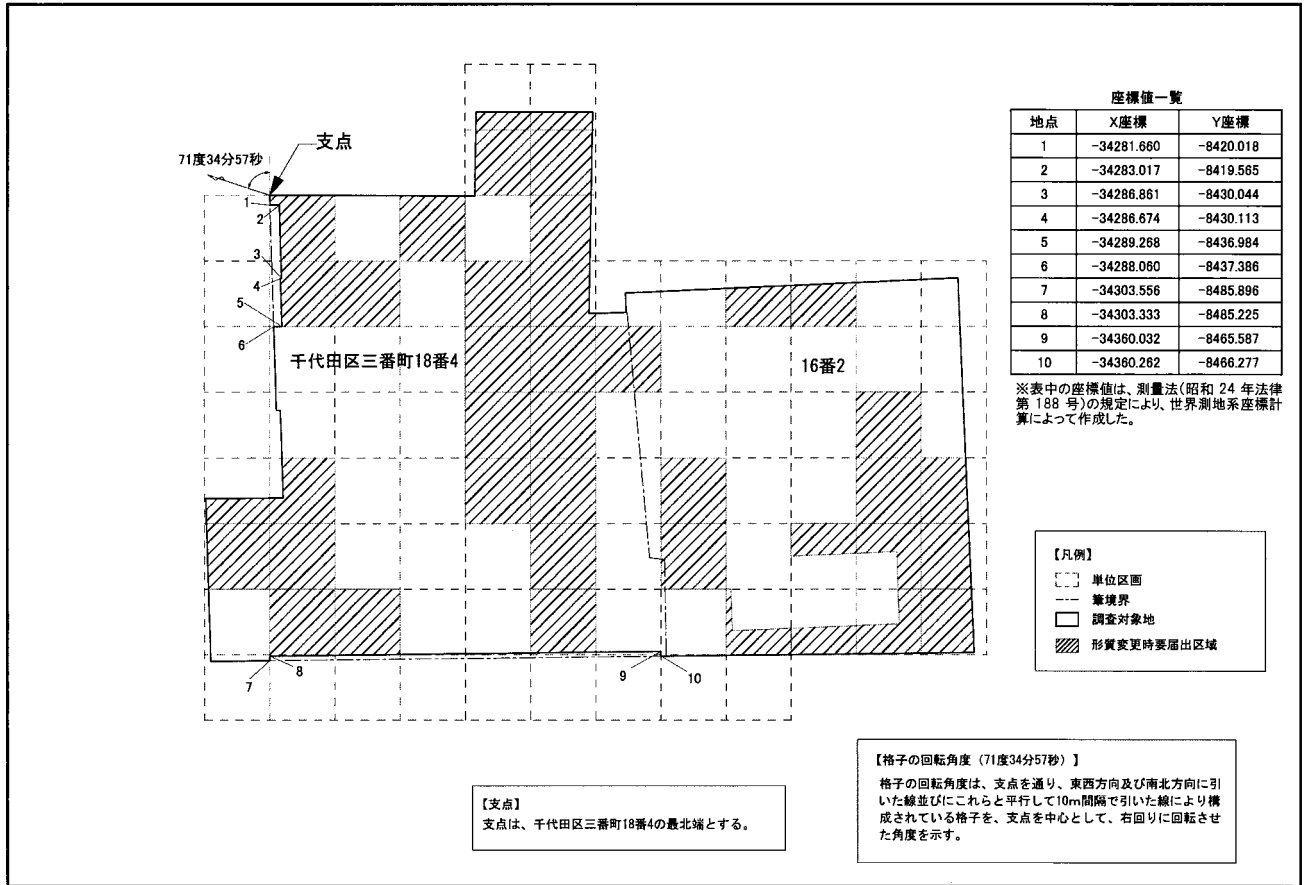
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年三月十五日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（千代田区三番町地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物



●東京都告示第三百五十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成三十年東京都告示第千三百二十二号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年三月十五日

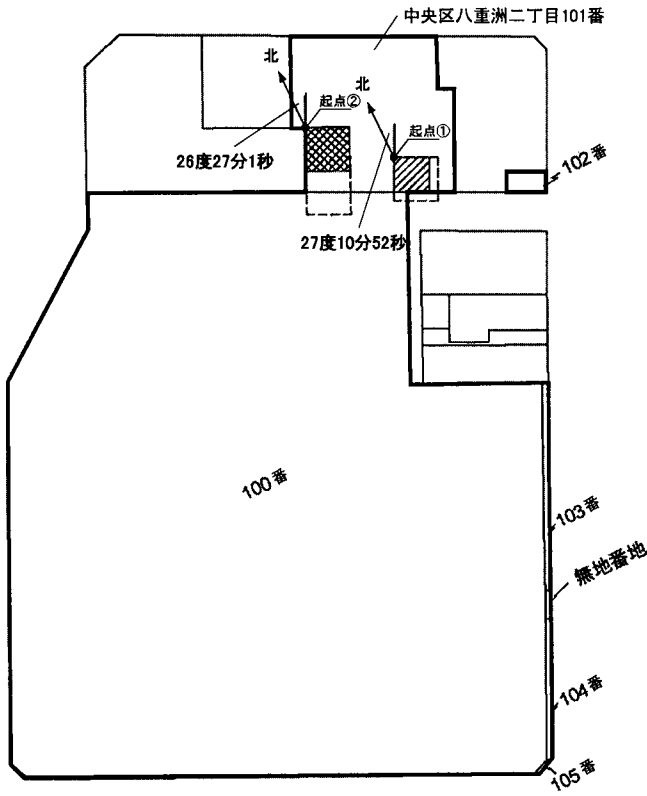
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(中央区八重洲二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



- 【凡例】
- : 単位区画
  - : 筆境界
  - : 敷地境界
  - : 指定を解除する区域  
(平成30年東京都告示第1322号により指定した区域)
  - : 形質変更時要届出区域  
(平成30年東京都告示第1584号により指定した区域)

【起点】

起点①②は、中央区八重洲二丁目101番地内

① X: -35545.868 Y: -5750.389

② X: -35532.598 Y: -5764.149

(世界測地系座標計算による。)とする。

【格子の回転角度(起点①:27度10分52秒、起点②:26度27分1秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第三百五十一号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百五条の二第三項の規定により、発起人から特定第一号漁業者の規約の設定について同意成立の届出があり、当該同意は同条第四項に規定する要件に適合すると認められるので告示する。

なお、同条第一項の規定による規約の設定の義務は、平成三十一年三月十七日から発生する。

平成三十一年三月十五日  
東京都知事 小池 百合子

加入区の名	発起人氏名	住 所	同意成立年月日
てんぐさ	松江 紀幸	神津島村八十九番地	平成三十一年一月十五日
神津島加入区	石野田 敏 同	所千百十番地	日

●東京都告示第三百五十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十一年三月十五日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月十五日  
東京都知事 小池 百合子

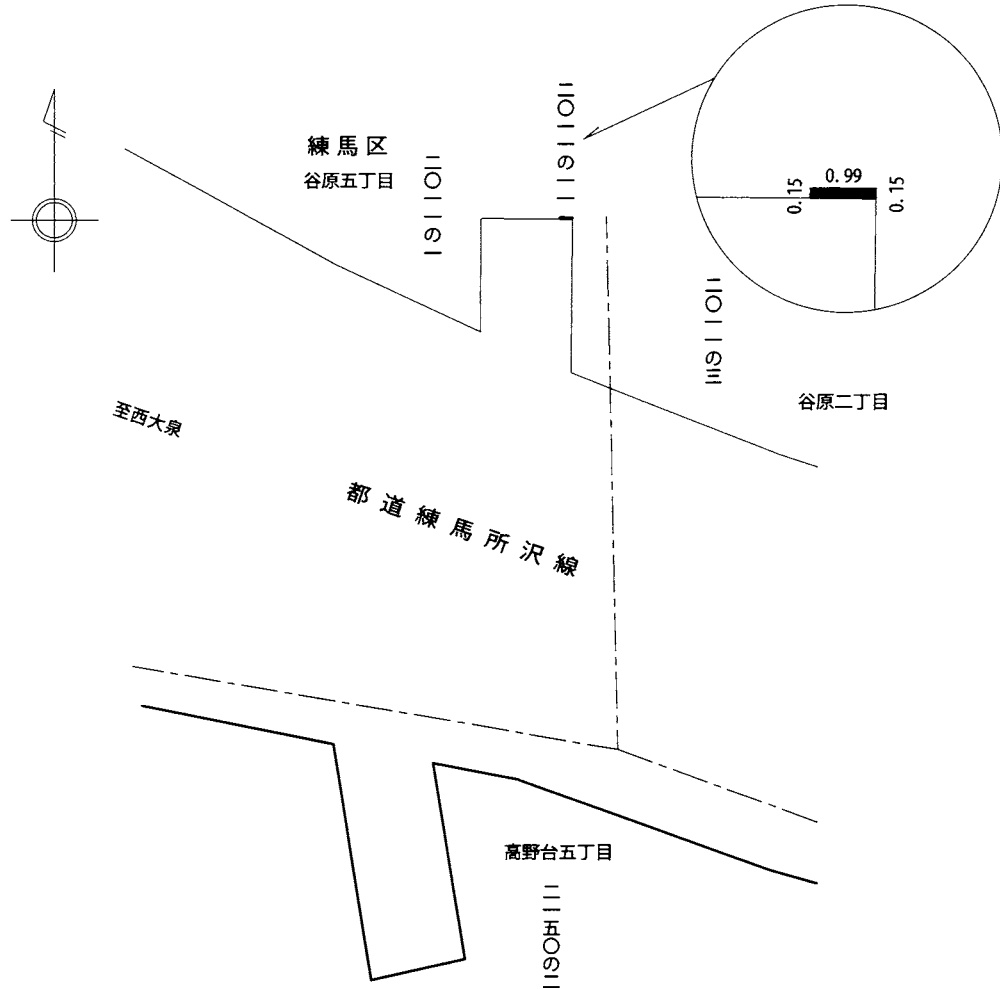
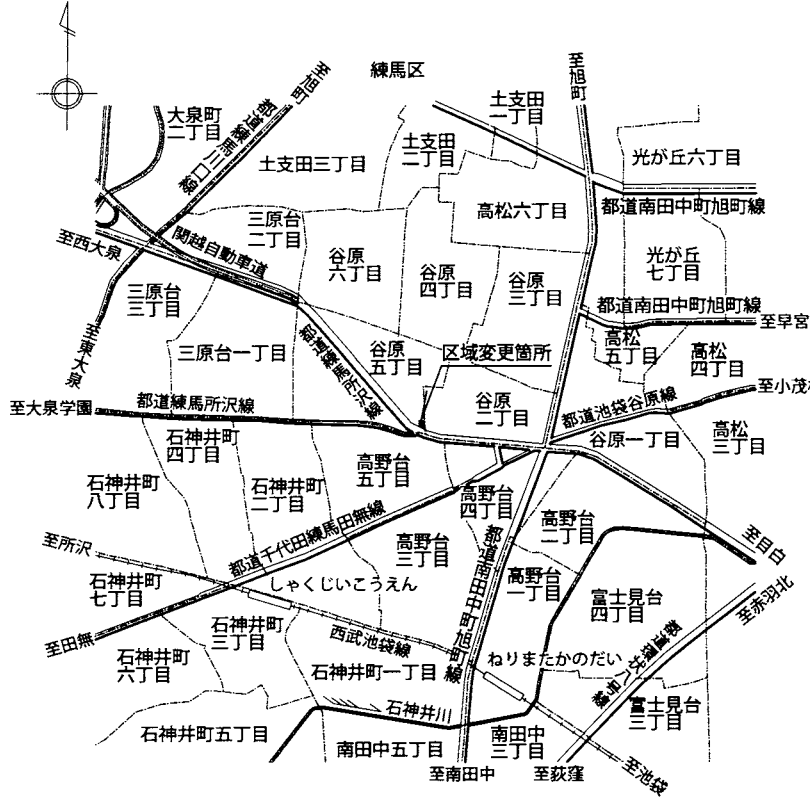
- 一 路線名 練馬所沢
- 二 変更の区間 練馬区谷原五丁目二千十一番十一地先
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道練馬所沢線区域変更略図  
練馬区谷原五丁目地内

- 高速自動車国道
- 都道
- 特別区道
- 編入区域

延長 一・〇六メートル  
面積 〇・一五平方メートル



●東京都告示第三百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年三月十五日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 練馬所沢

二 供用開始の区間 練馬区谷原五丁目二千十一番十一地

先

三 供用開始の期日 平成三十一年三月十五日

●東京都告示第三百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成三十一年三月十五日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

練馬所沢

二 占用を制限する区間

練馬区谷原五丁目二千十一番十一地先

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

平成三十一年三月十六日

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 七〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七  
号(代)

郵便番号  
113-0001